

令和5年 第6回臨時会

# 西川町議会会議録

令和5年 11月24日 開会  
令和5年 11月24日 閉会

西川町議会

## 令和5年西川町議会第6回臨時会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長あいさつ	4
○議案の上程	4
○提案理由の説明	5
○議案の審議・採決	5
○閉議・閉会の宣告	8
○署名議員	9

## 令和5年西川町議会第6回臨時会

### 議事日程(第1号)

令和5年 11月24日(金) 午後1時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案の上程

議第 68号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案の審議・採決

議第 68号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

出席議員（10名）

1番	佐藤大議員	2番	飯野幹夫議員
3番	後藤一夫議員	4番	荒木俊夫議員
5番	佐藤仁議員	6番	佐藤光康議員
7番	大泉奈美議員	8番	佐藤耕二議員
9番	古澤俊一議員	10番	菅野邦比克議員

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	教育長	前田雅孝君
総務課長	佐藤俊彦君	つなぐ課長	荒木真也君
企画財政課長	大泉健君	会計管理者 兼 町民税務課長	土田伸君
健康福祉課長	佐藤尚史君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君
商工観光課長 兼 かせぐ課準備室長	柴田知弘君	建設水道課長	眞壁正弘君
病院事務長	松田一弘君	学校教育課長	安達晴美君
生涯学習課長補佐	長岡剛君		

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野勇君	議事係長	鬼越晃一君
書記	柴田歆那君		

[開会時刻 午後 1時30分]

---

**◎開会の宣告**

○菅野議長 お疲れ様です。

ただいまの出席議員は、全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年西川町議会第6回臨時会を開会します。

---

**◎開議の宣告**

○菅野議長 ただちに、本日の会議を開きます。

---

**◎会議録署名議員の指名**

○菅野議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、2番 飯野幹夫議員、3番 後藤一夫議員を指名します。

---

**◎会期の決定**

○菅野議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

---

### ◎町長のあいさつ

○菅野議長 日程第3、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 はい。皆さんこんにちは。

本日、令和5年第6回臨時会を招集いたしましたところ全員のご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日は人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づく本町の一般職等の給与の改正など、急を要する議案が生じてまいりましたので、臨時会を招集させていただいたところでございます。

本案件は、他の市町村も同様でございます。開催時期に関しては、12月議会で行うところ、臨時議会で行うところ、それぞれでございます。私としましては、私も財務省で労働組合の書記長を務めておりました。その経験からですね、なるべく早く、人勸に関しては適用してほしいとする要請する側にいたものですから、今要請を受ける側に立ったわけでございます。

この経験からですね、なるべく早く臨時、議員の皆様にはですね、ご都合、お手間をおかけしましたけれども、なるべく早くこの案件を通したくて、この臨時議会を招集しました。よろしくご審議の賜りまして、臨時議会の挨拶とさせていただきます。

○菅野議長 以上で町長あいさつは終わりました。

---

### ◎議案の上程

○菅野議長 日程第4、議案の上程を行います。

議第68号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、以上1議案を上程します。

### ◎提案理由の説明

○菅野議長 日程第 5、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 はい、ただいま、上程されました議案についてご説明いたします。

議第 68 号は西川町一般職の給与の給与に関する条例等の一部改正を改正する条例の設定についてでございます。

人事院勧告および山形県人事委員会勧告に基づき、本庁の一般職の…一般職の職員等の給与の改正を行うため提案します。

以上説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案の審議・採決

○菅野議長 日程第 6、議案の審議・採決を行います。

議第 68 号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。佐藤総務課長。

〔佐藤総務課長 登壇〕

○佐藤総務課長 議第 68 号西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定につきまして補足説明を申し上げます。

初めにこの条例を設定する目的についてであります。令和 5 年 8 月 7 日の人事院勧告、10 月 5 日の山形県人事委員会勧告に基づき、本庁の一般職の職員の給与の規定を改正するとともに、特別職の職員の期末手当の支給率の規定を改正しようとするものであります。

次に、条例の規定内容についてであります。お手元の議案書の 3 枚目をご覧くださいと存じます。第 1 条は、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。同条例中、第 11 条の改正は、医師並びに医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職の初任給調整手当の額の改正で、医師にあつては月額 41 万 4,800 円か

ら 41 万 5,600 円に、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあつては 5 万 800 円から 5 万 1,100 円に、それぞれ改めるものであります。

同じく第 25 条の改正は、期末手当の改正で、一般の職員の場合は年間 2.4 月分から 2.45 月分に、定年前再任用短時間勤務職員の場合は、1.35 月分から 1.375 月分にそれぞれ改めるものであります。

同じく第 26 条の改正は、勤勉手当の改正で、一般の職員の場合は、年間 1.95 月分から、2 ヶ月分に。定年前再任用短時間勤務職員の場合は、0.95 月分から 0.975 月分にそれぞれ改めるものであります。

同じく別表第 1 の改正は、行政職給料表の改正で、山形県人事委員会が勧告した給料表に準じ、高校卒業程度 1 万 2,000 円、大学卒業程度 1 万 1,000 円をそれぞれ引き上げ、初任給をはじめ、若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で引き上げるものであります。

議案書の 7 枚目の下段をご覧ください。7 枚目の下段からは、別表第 2、医療職給料表 1、さらには 10 枚目の最下段をご覧くださいまして、10 枚目の最下段からは医療職給料表 2、さらには 14 枚目の下段をご覧くださいまして、14 枚目の下段からは、医療職給料表 3 をそれぞれ改正する形で、山形県人事委員会が勧告した給料表に準じて改正するものであります。

議案書の 20 枚目の中段をご覧ください。議案書の 20 枚目の中段には、第 2 条としてございますが、第 2 条は、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。同条例中、第 15 条の 2 は、住居その他、これに準ずる場所で一定期間以上継続して 1 ヶ月当たり 10 日を超えて、正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に光熱水道費等の負担軽減のため、月額 3,000 円を支給する在宅勤務等手当を新設するものであります。

同じく 25 条、第 25 条の改正は期末手当の改正で、一般の職員の場合は、6 月期および 12 月期ともに 1.225 月分に、定年前再任用短時間勤務職員の場合は、6 月期および 12 月期ともに 0.6875 月分にそれぞれ改めるものであります。

同じく第 26 条の改正は、勤勉手当の改正で、一般の職員の場合は、6 月期及び 12 月期共に、1 ヶ月分に。定年前再任用短時間勤務職員の場合は、6 月期および 12 月期ともに 0.4875 月分にそれぞれ改めるものであります。この第 2 条の在宅勤務等手当の新設並びに

期末手当および勤勉手当の支給月数の平準化の規定は、令和6年4月1日から施行するものであります。

議案書の21枚目をご覧ください。議案書の21枚目に、第3条ございますが、第3条は西川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

当条例中第7条の改正は、高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する特定任期付職員の給料表の改正で、山形県人事委員会が勧告した給料表の通り改正するものであります。

同じく、第8条の改正は、特定任期付職員の期末手当の改正で1.725月分に改めるものであります。

第4条は、西川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。同条例中第8条の改正は、特定任期付職員の期末手当の改正で、6月期および12月期ともに、1.675月分に改めるものであります。この第4条の期末手当の支給月数の平準化の規定は、令和6年4月1日から施行するものであります。

第5条は、西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

同条例中、第4条および第5条の改正は、町長、副町長、教育長および議会議員の特別職の期末手当の支給率について一般職の職員の期末手当および勤勉手当と均衡を図るため、100分の160を12月期から100分の170に改めるものであります。

第6条は、西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

同条例中第4条および第5条の改正は、特別職の期末手当の支給率について、6月期および12月期ともに100分の165に改めるものであります。この第6条の期末手当の支給月数の平準化の規定は、令和6年4月1日から施行するものであります。

最後に、この条例改正に伴う人件費の増額について申し上げます。特別職および一般職の職員を合わせまして約1,100万円の増額になると、現在のところ試算いたしております。

以上の通りでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 68 号、本案を原案のとおり承認決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、全て終了しました。

会議を閉じ、令和 5 年西川町議会第 6 回臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

[閉会時刻 午後 1 時 4 5 分]

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員